

令和3年度第2回 和歌山県子どもを虐待から守る審議会 議事概要

日時：令和4年3月28日（月）14：00～15：30

場所：和歌山県民文化会館 特設会議室

鈴木子ども未来課長 挨拶

事務局

委員紹介

会長

前回の審議会で報告された一時保護所職員による入所児童へのわいせつ事案に関して、子供に対する重大な人権侵害が一時保護所で行われたことを重く受け止めて必要な調査を行い、必要であれば県に対して提言をすることを提案させて頂き、委員の皆様のご賛成をいただいて調査をすることになった。調査については、私と委員他1名で担当させていただくことになった。資料1が調査に基づく報告である。事務局からはヒアリング内容に間違いがないかご指摘をいただければと思う。資料2は、ヒアリングに基づき、私と委員他1名で協議し、審議会にお諮りする提言案である。あくまでたたき台であるので、委員の皆様からの意見をいただきたい。次年度にむけての提言ということで、できればこの審議会でご意見をいただいて修正の上、年度内に県に提言したいと思っている。ただ、もう少し検討が必要ということであれば次年度に提言を持ち越すことを避けるつもりはないのでご意見をいただきたい。また文章表現含めてご意見をいただきたい。

〈資料1、2 説明〉

事務局

〈資料3 説明〉

会長

ヒアリング内容について事実誤認はないか確認したい。児童相談所としてどうか。

事務局

この通りかと思う。

会長

委員の皆様よりご質問はないか。事務局からの質問もあるかと思う。率直に意見交換した方がいいと思うので意見を出してもらいたい。

委員

「児童相談所体制強化」ということで、「職員の心のケア」の部分、メンターの方との面談とあるが、各職場にはストレスチェックや産業医が法的に規定されていると思うが、この制度はそれとは別に自主的にするということがか。

事務局

今まで県庁でストレス相談が定期的に行われていたが、児童相談所の職員がメンタル的に崩れてしまうことがあるため、来年度はセンターにカウンセラーが来て面談を行うことが予定されている。それ以外に縦のラインで職員と係長とかの面談や斜めのメンター制度での定期的な面談といったことが予定されている。

委員	法的な部分と自主的な部分との2本立てにされるということか。
事務局	そうである。
委員	一時保護所の建替で、個室になると見つらくなる。職員も複数で複数の児童を見ることの方が慣れているということもある。新築になったときに、人員体制のことなど中心となって考える人などがいるのか。個室になると見つらいというのは施設でもよく聞かれるが事業担当者がいてやっていくのか。
事務局	個室を作るということで、個室化がすすんでいるいくつかの児童相談所に一時保護所の職員、子ども未来課の職員が県外視察をしてすすめてきた。今の一時保護所の居室は女子部屋の2部屋、男子部屋の2部屋の4部屋を見回ればよかったが、新築によって、定員は男女それぞれ10名で、8部屋が個室、1部屋が2人部屋、あと予備室がある。横に長いので、見回るのも大変である。個室であれば他児の部屋に入り何をしているかわからないといった新たな懸念も出てくる。職員は新たなことにどうしたらいいのかと悩んでいる。今回のような事件も起こっていることもあり夜間は正規職員を2名（男女1名ずつ）と会計年度任用職員2名（男女1名ずつ）の4人で新しい一時保護所の体制としてやりたいと増員の要望をしたが難しいようだった。正規職員2名にすることで、現在8名で宿直勤務をまわしているのさらに8名の増員が必要。8名の要求は難しいようだったが、数名の増員は可能と聞いている。
会長	正規職員2名体制の要望はしたが、採用の方からはすぐの増員は難しいという状況であるということによいか。
事務局	8名増員しようとするのと県の他部署で8名減らさないといけないということでそれは難しいとなった。一時保護所が新築されたときに、面積が広くなりカバーするエリアが広がるので、令和5年度からの増員については了解を得ているところ。一気に8名というわけではないが、増員の状況を見て要求していく。令和4年10月に建物が完成するというので、令和5年度の採用では遅いということもあるが、そこは臨時的任用の採用も検討していくことになるかと思う。
委員	ヒアリング報告の「SNSでのやりとり」といった内容について、マニュアルがあると思うが、こういったことはわからなかったのか。
事務局	SNSでつながっていたということは後でわかったことで、マニュアルの中にはSNSのことまで書かれていなかった。一般的な規範意識として職務で知り合った児童と他で接することはないというのが通常のルールであるという意識であった。今回、一時保護所の職員に対するマニュアルにSNSについてのルールを具体的に書き、新たに追加した。

委員	メンター制度やバディ制度の意味を教えて欲しい。
事務局	通常若手や新人職員の指導であれば、上下のラインの中で指導することが多いが、メンターというのは、縦ではなくて斜めの関係であり、先輩職員とペアを組んで、教える人がメンター、教えられる人がメンティと呼ばれる。定期的に気軽な形で面談し、若手職員が上司に困っていることをなかなか言えなくても先輩職員になったらポロッと言えるそういう関係作りをしていく。
会長	定義があるわけではない。一般的にいわれているのが気軽に相談できる先輩をあらかじめ決めておき、気軽に相談する。先輩の方は定期的に声をかけて様子を聞いたり相談する時間を持つというのがメンター制度。バディ制度というのはもう少し濃厚な形で1対1でずっとついて指導していくという形。メンターよりももう少し強いと思われる。
事務局	バディは上司と部下という関係が主になっているという感じである。
事務局	職員にどの人であれば相談しやすいか聞いた。個々はあったが、同じ係ではなく違う係の人、それも少し先輩の人、斜め関係の方が相談しやすいとあった。同じ係だと上下関係になってしまうということで相談しにくい。係や課を超えたメンターの組み合わせを今考えているところ。
委員	抱え込んでしまわないという制度だと思う。
会長	提言についてご意見を伺いたい。先程ご指摘頂いたように定義のない言葉の書き方について考えた方がいいのかと思う。率直な意見をいただきたい。
委員	「もとより行為者自身の属性によるところは大きいですが、」とあるが、これはいらないのではないのか。責任は個人にあるとは思いますが、私たち審議会からすると論点ではないのではないのか。
会長	個人の責任ということですのですでに刑事事件になっていることであり、この審議会の提言としては触れる必要はない、という意見かと思うのでそのように修正したい。
委員	職員の増員が難しいというのは聞かせてもらった。提言としては、現状の体制では一時保護所を円滑に運営していくのは難しい。児童養護施設や里親も一時保護委託をするという契約をしているので、児童の状況にもよると思うが必要があれば施設等を積極的に活用しながら児童を保護するというのを入れてはどうか。
会長	現在の職員体制では新しくなる一時保護所での対応は不十分であるとした上で、増員が難しいということであれば一時保護委託も活用して適切な一時保護に努めるという主旨でよいか。

委員 アドボケイトの成果としてはどんなものか。

会長 令和3年度から始まった。一時保護所に入所している児童でアドボケイトに話をすることを希望した児童について外部の有識者等が児童と面談する。児童1人あたり1時間くらい話を聞く。長い子で2時間くらい。話を聞いて、児童がアドボケイトには言うけど他には言わないでほしいということ秘密にするし、言って欲しいということであれば、児童相談所の職員や一時保護所の職員に伝えるといった子供の声を代弁する制度。

委員 割合としてはどれくらいの子供が希望しているのか。

事務局 入所児童の半数くらい。

事務局 傾向としては、年齢が上がるにつれてあまり希望しなくなる。

会長 令和4年度からは、一時保護所に入所児童、施設や里親へ一時保護委託された児童も含め原則として全員1回はアドボケイトが会いに行く。児童が希望の有無に関わらず子供の意見を出せる場所を確保していく。

委員 「子供が暴れる」とあるが例えばどういう状況か。発達障害とか精神的に何かあるといった状況などどういったことがあるのか。

事務局 発達や精神的に問題の無い児童もあれば問題のある児童もいる。特に何も問題の無い児童でも一時保護されて、入所期間が長期になり自分がどうなっていくのかという不安が大きくなるにつれそういったことがみられることもある。また1人ではなく複数そういった児童がいるなど集団になると暴れるといった状況がみられることもある。職員の言うことをきかない、職員に対する暴力、器物破損などである。

委員 全室個室とあるが、共に育つというのは考えないのか。

会長 一時保護は一時的に保護するところであり、多様な児童と同じ部屋で寝泊まりすることはかなりのストレスで、同室の児童同士の諍いに対する訴えはアドボケイトとしても話を聞く。一時保護所としても個室の方がいいというところもある。

事務局 補足として、個室は寝る時のみの個室で、日中の勉強や活動するときは集団でするという形になっている。

会長 提言については、委員から出た意見を元に修正して年度内県に提言するというように賛成の方举手願います。

委員 (全委員 举手)

会長 修正については、会長、副会長、他委員1名で協議することで一任いただき、県

に提言したいと思う。